



電話予約で 住民票・印鑑登録 証明書を休日発行

行政サービスの一環として、会社勤めなどで平日市役所に来て住民票・印鑑登録証明書の交付を受けられない方のために、今月から電話予約により証明書を作成し、土・日・祝日などの閉庁日に市役所で受け取ることができます。

この電話予約による交付は、プライバシーの保護を考慮し、本人または同一の世帯の親族（予約請求者）に限らせていただきます（親族以外の方の請求は、受けられません）。

予約に関する手続きなどは、次のとおりです。

- ◎予約して交付が受けられる証明書は？
住民票・印鑑登録証明書のみです
（戸籍などの交付は行いません）
- ◎電話予約の受け付けはどこですか？
市役所市民生活課窓口担当で閉庁日
（月～金曜日）午前8時30分～午後5時の間に予約してください
- ◎受け取れる場所は？
日直室（市役所裏側入口からお入りください）
午前8時30分～午後4時
- ◎受け取りに行くのは？
◆電話予約した本人
◆予約した本人が指定した同じ世帯に住んでいる方
- ◎受け取る際に持参するものは？
◆本人と確認できるもの（運転免許証・パスポートなど本人の写真が貼ってあるもの）
◆印鑑登録証（手帳）（印鑑登録証明書を予約した方のみ）
◆印鑑（申請に必要）
◆手数料

（証明書1通300円、予約時に金額をお知らせします。つり銭のないようにお願いします）

※確認できるものをお持ちにならない場合は、交付できません。

◆◆◆工作イベント第一弾◆◆◆

『凧をつくって、とばしてみよう！！』

とばないような形をしている凧ほど意外に高くとんだりしてしまうのさ。設計図なんていない、君のオリジナリティーあふれる感性でつくってみよう。

日 時 1月8日（土） 午前10時～午後1時

定 員 10名

参加料 無料

指 導 ネイチャーセンター学芸員

もちもの 絶対にとばしてやる気持ちとお弁当、防寒具、軍手、凧糸

集合場所 ネイチャーセンター内

申込・問合先

ネイチャーセンター

☎(45)6222（要申込）

※悪天の場合には、事前に電話でご確認ください。



凧づくりの様子



家屋の取りこわし 届出書の提出は みましたか？

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されますが、家屋の取りこわし届出書の提出がないと課税される場合があります。

次のような場合は「家屋取りこわし届出書」を1月末日までに税務課へ提出してください。

- ◆ 建物を壊し、滅失登記が済んでいないとき
 - ◆ 未登記家屋を取り壊したとき
- なお、届出書の用紙は、税務課に用意してあります。

農家の皆さんへ



平成12年分所得税の確定申告（平成13年2月16日～3月15日）から農業所得標準が廃止されます。

平成12年1月から総収入金額や必要経費の記録（記録の保存）が必要となります。〔詳しくは最寄りの税務署または市税務課にお尋ねください。〕

問合先 税務課

給与支払報告書は お早めに

給与支払報告書は、2月1日が提出期限となっていますのでよろしくお願い申し上げます。なお、ご存知のように2月16日から所得税および市・県民税の申告が始まりますので、できるだけ早期の提出をお願いします。

また、青色専従者給与を支払っている場合についても、専従者給与支払報告書の提出義務がありますので忘れずに提出してください。

償却資産の申告

事業用資産の所有者は、毎年1月1日現在をもって償却資産の申告をしていただくことになっています。

申告書の提出は1月31日までとなっていますので、忘れずに提出してください。なお、申告用紙のない方は税務課資産税担当へ請求してください。

所得税/事業税/市県民税 共同説明会

日 時 2月7日（月）

午後1時～3時

場 所 市役所3階大会議室